

様

武蔵野市長

公共ます新設等工事承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公共ますの新設等について、次のとおり承認の決定をしたので、公共ます設置事務要綱第5条第3項の規定により通知します。

施工場所			
申請理由			
新設ます	汚水ます	形 型 その他（ ）	個
	雨水ます	形 型 その他（ ）	個
撤去ます	汚水ます	形 型 その他（ ）	個
	雨水ます	形 型 その他（ ）	個
施工業者	所在地 名称 代表者名 電話番号		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		

承認条件

- 1 設置する公共ますの構造は、武蔵野市公共下水道の施設に関する技術基準によること。
- 2 工事は、必要な行政手続及び地下埋設物に関する関係企業等との協議が調った後に着手すること。
- 3 工事の着手の前日までに本市職員に連絡し、立会いを受けること。
- 4 計画に変更が生じた場合は、その都度本市職員と協議すること。
- 5 当該工事に起因して生じた事故及び第三者に対する損害は、申請者の責任において処理すること。
- 6 当該工事により下水道施設を損傷した場合は、本市職員の指示に従い、申請者の負担で復旧すること。
- 7 工事（本復旧を含む。）完了後、速やかに、工事写真を添付して公共ます新設等工事しゅん工届（兼引継書）を提出し、市の検査を受け当該工事に係る公共ますを引き継ぐこと。
- 8 工事の施工にあたり利害関係人が存在する場合は、事前に承諾を受けること。
- 9 公共ます装置位置がL形の車乗入れ構造となる場合は、それに合わせた縁塊を使用すること。